

【記載例】相続に基づく肥料登録証の書替交付申請書

登録肥料の生産事業を相続することにより、登録証の氏名(名称)・住所(所在地)を変更する場合は、承継した際に、本申請書により申請します。

法人の合併、又は(会社法による)分割により、登録肥料の生産事業を承継した際は、承継した者が、本申請書により申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

持参日又は投函日を記入します。

申請者が個人にあっては住民票に記載のとおり、
法人にあっては登記簿に記載のとおり御記入ください。

住所 **千葉市緑区大金沢町941番地1**
(電話番号 **043-291-1875**)
(FAX番号 **043-291-1876**)
氏名 **千葉 太郎**

下記のとおり相続により登録を受けた者の地位を承継したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第2項(肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において同法第13条第2項)の規定により登録証の書替交付を申請します。

記

相続(合併、分割)した日を記入します。

1 承継した年月日 **令和〇〇年〇〇月〇△日**

2 登録を受けた者の氏名及び住所

氏名 **千葉 肥太郎**

住所 **(〒266-0006) 千葉市緑区大膳野町808番地**

相続(合併、分割)前に肥料登録していた者の氏名及び住所を、登録証(登録申請書副書)に記載されていたとおりに記載します。

3 承継した肥料の登録番号、種類及び名称

登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称
千葉県第〇〇〇〇号	魚かす粉末	魚粕特号
千葉県第〇〇〇△号	加工家さんふん肥料	家さんふん241号
千葉県第〇〇〇□号	混合有機質肥料	混合有機肥料232号

承継する全ての肥料(但し千葉県知事登録の普通肥料に限る)を列举願います。

記載するスペースが足りない場合は、別紙に取りまとめて下さい。

①代表者氏名の変更(法人の場合)、②生産する事業場の名称又は所在地の変更、③保管する施設の所在地の変更を伴う場合は「肥料登録事項変更届」を併せて申請してください。合併(分割)により名称が変更された場合、②生産事業所の名称も変更を伴うことが特に考えられますので御確認下さいますようお願いいたします。

※生産する事業場について、賃借により生産を行っている場合は、(製造設備及び建物一部の)賃貸借契約書の写しを添付してください。

登録証記載事項のうち、肥料の名称についても変更を伴う場合は、「肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書」により申請してください。なお、肥料の種類、保証成分量、その他の規格に変更を生じる場合は、新たに肥料登録申請を行う必要があります。

※個人の場合、氏名・住所の変更について、住民票等の確認できる書類(写し可)を添付して下さい。

法人の場合は、法人の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名の変更について証明できる登記簿(写し可)及び、合併(分割)された事を証明することが可能な書類の写しを添付してください。